

千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に
関する条例の制定について

千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に
関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、知事が教育（法第四条第二項に規定する教育をいう。以下同じ。）に関する事務を管理し、及び執行することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第二条 次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

- 一 次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（法第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。
- イ 千葉県立美術館
- ロ 千葉県立中央博物館
- ハ 千葉県立現代産業科学館
- ニ 千葉県立関宿城博物館
- ホ 千葉県立房総のむら
- 二 スポーツに関すること（法第十八条第三項に規定する学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
(千葉県スポーツ推進審議会条例の廃止)
- 2 千葉県スポーツ推進審議会条例(平成二十三年千葉県条例第四十四号)は、廃止する。

(教育機関設置条例の一部改正)

- 3 教育機関設置条例(昭和三十二年千葉県条例第四号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の二第五項中「千葉県教育委員会」を「知事」に改める。

第二十六条の見出し中「教育委員会への」を削り、同条中「関し」の下に「、総合スポーツセンター、国際総合水泳場及び博物館について必要な事項は知事が、さわやかちは県民プラザ、図書館、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター及び青少年自然の家について」を加える。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 4 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第四号中「文化」を「スポーツ及び文化」に改める。

第三十六条中「災害対策基本法」を「博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条第一項及び第二十二条の規定により設置される博物館協議会の設置、組織及び運営、災害対策基本法」に、「千葉県防災会議条例」を「教育機関設置条例(昭和三十二年千葉県条例第四号)、千葉県防災会議条例」に改める。

別表第二千葉県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

千葉県スポーツ推進審議会 スポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること及びスポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十五条前段の規定による意見を具申すること。	
--	--

別表第三千葉県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

千葉県スポーツ推進審議会 委員長 副会長 委員	会長 学識経験を有する者	十八以内 二年
----------------------------------	-----------------	------------

(千葉県総合スポーツセンター射撃場の管理等に関する条例の一部改正)

- 5 千葉県総合スポーツセンター射撃場の管理等に関する条例(平成十七年千葉県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
第二条中「千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。

- 第三条中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第四号」に改める。
- 第四条第二項中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- 第十条の見出し並びに同条第一項及び第七項中「教育委員会」を「知事」に改める。
- 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- (千葉県総合スポーツセンター東総運動場の管理等に関する条例の一部改正)
- 6 千葉県総合スポーツセンター東総運動場の管理等に関する条例(平成十七年千葉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。
- 第二条中「千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。
- 第三条中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第四号」に改める。
- 第四条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- 第十条の見出し並びに同条第一項及び第八項中「教育委員会」を「知事」に改める。
- 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- (千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例の一部改正)
- 7 千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例(平成十七年千葉県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。
- 第二条中「千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。
- 第三条中「第十八条の四第一項」を「第十八条の四」に改める。
- 第四条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- 第十条の見出し並びに同条第一項及び第八項中「教育委員会」を「知事」に改める。
- 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- (千葉県立房総のむらの管理等に関する条例の一部改正)
- 8 千葉県立房総のむらの管理等に関する条例(平成十七年千葉県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。
- 第二条中「千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。
- 第三条中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。
- 第四条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- 第十条の見出し並びに同条第一項及び第八項中「教育委員会」を「知事」に改める。
- 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- (千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部改正)
- 9 千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例(平成二十年千葉県条例第二十七

号)の一部を次のように改正する。

第二条中「千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。

第四条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十条の見出し並びに同条第一項及び第八項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。

(経過措置)

10 この条例の施行の際第二条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は千葉県教育委員会規則(以下「法令等」という。)の規定により千葉県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により千葉県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により知事がした処分その他の行為又は当該規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北総中央土地改良施設管理条例の制定について

北総中央土地改良施設管理条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

北総中央土地改良施設管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国営北総中央土地改良事業により造成された土地改良施設のうち、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第九十四条の六の規定により県が管理を委託された次の各号に掲げる土地改良施設（以下「土地改良施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 取水口
- 二 富里揚水機場
- 三 八街揚水機場
- 四 送水路
- 五 幹線用水路
- 六 支線用水路
- 七 水管理施設

(管理の基本原則)

第二条 知事は、土地改良施設を土地改良事業計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するように努めるものとする。

(禁止行為)

第三条 何人も、土地改良施設に対して土石、竹木、じんかい、汚水等その機能に直接支障を生じさせ、又は農作物等に悪影響を及ぼすおそれのある物を投棄し、又は放流してはならない。

2 何人も、土地改良施設を使用して、又は土地改良施設に対して次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が特に必要と認めて許可したときは、この限りでない。

- 一 家畜等の放し飼い又は係留
- 二 竹木、あし、かや等土地改良施設の生産物の採取
- 三 竹木等の植栽

四 工作物の設置

五 しゅんせつ、掘削等の行為

六 その他土地改良施設に変更を加え、又は土地改良施設をその目的以外の用途に利用する行為

(分担金等)

第四条 土地改良施設の管理事業に係る法第九十一条の分担金等の徴収については、県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十九年千葉県条例第五十四号）を適用する。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第三条第二項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に
関する条例の制定について

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に関する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に
関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）第三十五条及び第四十八条第三項の規定により、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する技術基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び省令の例による。

(崖付近の畜舎等の敷地等)

第三条 崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外の土地で高さ二メートルを超えるものをいう。以下同じ。）の上にあつては崖の下端から当該崖の高さの一・五倍、崖の下にあつては崖の上端から当該崖の高さの二倍に相当する距離以内の場所に居室を有する畜舎等の建築等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 崖の下に畜舎等の建築等をする場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 畜舎等の外壁及び構造耐力上主要な部分（崖の崩壊による衝撃を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造（崖の崩壊による衝撃に対し破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な壁等を設置するとき。

ロ 崖と畜舎等との間に、崖の崩壊に対して畜舎等の安全上支障のない塀等が設置されているとき。

二 畜舎等の建築等をする場合において、畜舎等の位置が崖から相当の距離にあり、崖の崩壊に対して安全であるとき。

三 畜舎等の建築等をする場合において、構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。

四 畜舎等の建築等をする場合において、崖の形状及び土質により、崖の崩壊のおそれがないとき。

2 前項第三号の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならない。

一 高さ五メートルを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造であること。

二 擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるとような施設を設けていること。

(大規模な畜舎等の敷地と道路との関係)

第四条 都市計画区域内においては、床面積(同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合は、その床面積の合計)が千平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならぬ。ただし、知事が当該畜舎等の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する畜舎等について、その畜舎等及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、前項の規定による制限を緩和することができる。

一 その敷地が法第八条第一項の規定により法第七条第一項(技術基準のうち前項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定の適用を受けない認定畜舎等で、法第八条第一項の規定により法第七条第一項の規定の適用を受けないこととなった日以後に増築等(増築、改築及び法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める行為(主務省令で定める範囲内の行為を除く。)をいう。以下同じ。)の工事に着手し、同号及び法第八条第二項第三号の規定により法第七条第一項の規定の適用を受けることとなるもの

二 その敷地が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三条第二項の規定により建築基準法施行条例(昭和三十六年千葉県条例第三十九号)第五条の規定の適用を受けない畜舎等で、同項の規定により同条の規定の適用を受けないこととなった日以後に増築等の工事に着手するもの

3 第一項の規定は、知事が省令第四十八条第二項の規定により認定した畜舎等については、適用しない。

(手数料)

第五条 前条第一項ただし書又は第二項の規定による認定を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県飼料検定条例（昭和五十一年千葉県条例第二十六号）に基づくものの項の次に次のように加える。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に関する条例（令和四年千葉県条例第号）に基づくもの	大規模な畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		一件につき	二万七千円
	大規模な畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定申請手数料		一件につき	二万七千円

議案第五十一号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(イ)を削り、同号イ(ロ)中「特定職に引き続き」を「引き続き特定職（任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職をいう。以下同じ。）に」に改め、同号イ中(ロ)を(イ)とし、(ハ)を(ロ)とする。

第二十五条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して千葉県人事委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第二十九条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして千葉県人事委員会規則で定める事実を申し出たときは、千葉県人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の千葉県人事委員会規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の千葉県人事委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他千葉県人事委員会規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県職員定数条例（昭和二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「七、七二四人」を「八、一一四人」に改め、同条第五号中「八七六人」を「七三六人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

議案第五十三号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五号の二上欄及び第四十六号上欄イ中「、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「及び第六十三条第三項第五号イ」に改め、同表第六十三号上欄中「、第六十三条第三項第六号及び第六十八条の六十九第三項第六号」を「及び第六十三条第三項第六号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（適用）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）

第三条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの条例の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十九第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第四十五号の二上欄、第四十六号上欄及び第六十三号上欄の規定の適用については、同表第四十五号の二上欄中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有する」ととされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同欄及び同表第四

十六号上欄イ中「第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イ」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第五号イ」と、同欄及び同表第六十三号上欄中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同欄中「第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ及び第六十三条第三項第六号」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第六号」とする。

議案第五十四号

千葉県恩給条例等の一部を改正する条例の制定について

千葉県恩給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県恩給条例等の一部を改正する条例

(千葉県恩給条例の一部改正)

第一条 千葉県恩給条例(昭和二十三年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」とする。

一 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)の施行の日(以下「民法改正法施行日」という。)の前日において第二十一条第一項(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十三条第二項の規定による増加退隠料について第二十一条第五項から第八項まで(これらの規定を第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 第二十一条第六項から第八項まで(これらの規定を第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定

二 民法改正法施行日の前日において第三十四条第一項の規定による扶助料について第三十六条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

2 民法改正法施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第三十四条第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項、第三十五条及び第四十一条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」と、第三十五条及び第四十一条第一項第四号中「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」とする。

(千葉県青少年健全育成条例の一部改正)

第二条 千葉県青少年健全育成条例(昭和三十九年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」を削る。

(千葉県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 千葉県恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年千葉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「掲げる額を」を「定める額を」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態である者に限る。)」を削り、同項第二号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(千葉県青少年健全育成条例の一部改正に伴う経過措置)

2 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)附則第二条第三項又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされる者は、第二条の規定による改正後の千葉県青少年健全育成条例第六条第一号に掲げる青少年には含まないものとする。

(千葉県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において千葉県恩給条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料について第三条の規定による改正前の千葉県恩給条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する千葉県恩給条例第三十六条第三項及び第三条の規定による改正後の千葉県恩給条例等の一部を改正する条例(以下「新昭和五十一年恩給条例等改正条例」という。)附則第九条第一項の規定の適用については、千葉県恩給条例第三十六条第三項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」と、新昭和五十一年恩給条例等改正条例附則第九条第一項第一号中「子」とあるのは「子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては重度障害の状態である者に限る。)」と、同項第二号中「子」とあるのは「子

（前号に規定する子に限る。）とする。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に基づくものの項中「七千円」を「一万四五百円」に改め、同表高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項製造保安責任者試験手数料の目中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千四百円」に、「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項販売主任者試験手数料の目中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）に基づくものの項中「二千四百円」を「二千七百円」に改め、同表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくものの項液化石油ガス販売事業者認定申請手数料の目中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同項貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料の目中「二万七千円」を「一万五千円」に改め、同項液化石油ガス設備士試験手数料の目中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改め、同表職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づくものの項技能検定試験手数料の目第四十四条の規定による技能検定試験の実施の節の摘要第一号中「職業能力開発校」の下に「（次号において「職業能力開発校」という。）」を、「大学」の下に「（次号において「高等学校等」という。）」を、「定める者」の下に「（次号において「在校生」と総称する。）」を加え、同節の摘要第二号中「三十五歳未満である」を「二十五歳未満である次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者又はこれに相当する者として知事が定める者

ロ 県内に住所を有する在校生若しくは県内に所在する職業能力開発校において訓練を受けている在校生若しくは県内に所在する高等学校等に在学している在校生又はこれらに相当する者として知事が定める在校生

別表第一動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）に基づくものの項の次に次のように加える。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十号）に基づくもの		畜舎建築利用計画認定申請手数料	第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画（特例畜舎等に係るものを除く。以下この項において同じ。）の認定の申請に対する審査	床面積が三十平方メートル以内のもの	一件につき	五千円
				床面積が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一件につき	九千円
				床面積が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	一件につき	一万九千円
				床面積が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	一件につき	三万四千円
				床面積が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	一件につき	四万八千円
				床面積が二千平方メートルを超え、一万	一件につき	十四万円

畜舎建築利用 計画変更認定 申請手数料					
認定の申 方メートル以 下の変更の 利用計画 畜舎建築 定による	第四條第 一項の規 定による	床面積が三十 平方メートル 以内のもの	一件につ き	五 千 円	<p>(摘要)</p> <p>一 畜舎等の建築等（新築、増築及び改築に限る。）をする場合の床面積は、当該建築等に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>二 畜舎等の建築等（新築、増築及び改築を除く。）をする場合の床面積は、当該建築等に係る部分の床面積の二分の一について算定する。</p> <p>三 申請に係る畜舎建築利用計画が指定確認検査機関等（知事が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）第六十七条の規定により同条に規定する審査の事務を行わせる者をいう。以下この項において同じ。）により第三条第三項第四号に適合していると認められたものである場合における畜舎建築利用計画認定申請手数料については、これを徴収しない。</p>
	畜舎建築 利用計画 の変更の 認定の申 方メートル以 下を超え、百平 方メートル以 下	床面積が三十 平方メートル を 超え、百平 方メートル以 下	一件につ き	九 千 円	
		床面積が五万 平方メートル を超えるもの	一件につ き	四 十 六 万 円	

										請に対する審査					
平方メートル	床面積が五万平方メートル以内のもの	平方メートル	床面積が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	平方メートル	床面積が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	平方メートル	床面積が二千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	平方メートル	床面積が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	平方メートル	床面積が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	平方メートル	床面積が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	平方メートル	床面積が五十平方メートル以内のもの
き	一件につき	き	一件につき	き	一件につき	き	一件につき	き	一件につき	き	一件につき	き	一件につき	き	一件につき
	四十六万円		二十四万円		十四万円		四万八千円		三万四千円		一万九千円		一万四千円		

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に基づくもの	畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請手数料	第四十八条第二項の規定による建築等の認定の申請に対する審査	<p>(摘要)</p> <p>一 認定を受けた畜舎建築利用計画を変更して畜舎等の建築等（新築、増築及び改築に限る。）をする場合の床面積は、当該畜舎建築利用計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。</p> <p>二 認定を受けた畜舎建築利用計画を変更して畜舎等の建築等（新築、増築及び改築を除く。）をする場合の床面積は、当該畜舎建築利用計画の変更に係る部分の床面積の二分の一について算定する。</p> <p>三 申請に係る畜舎建築利用計画が指定確認検査機関等により第四条第三項において準用する第三条第三項第四号に適合していると認められたものである場合における畜舎建築利用計画変更認定申請手数料については、これを徴収しない。</p>	<p>を越えるもの</p>
				<p>工事完了の届出をする前における認定畜舎等の仮使用認定申請手数料</p>

別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に基づくものの項政令第七条第十三号に掲げる施設に係る道路占用料の目の次に次のように加える。

政令第七条第

占用面積

Aに〇・〇

十四号に掲げる施設に係る道路占用料	一平方メートル 一年につき	三三を乗じて得た額
-------------------	------------------	-----------

別表第一宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）に基づくものの項宅地建物取引士資格試験手数料の目中「七千円」を「八千二百円」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）に基づくものの項優良宅地造成認定申請手数料の目中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ」に改め、同項優良住宅新築認定申請手数料の目中「、第六十三条第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を「若しくは第六十三条第三項第六号」に改め、同表租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）に基づくものの項中「、第三十八条の五第九項又は第三十九条の九十八第九項」を「又は第三十八条の五第九項」に、「第三十八条の五第十項第四号又は第三十九条の九十八第十項第二号」を「又は第三十八条の五第十項第四号」に、「第二十條の二第十三項又は第三十八條の四第二十二項」を「第二十條の二第十四項又は第三十八條の四第二十四項」に改め、同表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づくものの項許可証書換え手数料の目中「千八百円」を「千六百円」に改め、同表道路交通法（昭和三十三年法律第五号）に基づくものの項認知機能検査手数料の目中「七百五十円」を「千五十円」に改め、同目の次に次のように加える。

運転技能検査 手数料	一件につき	三千五百五十円
---------------	-------	---------

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づくものの項技能検定員審査手数料の目の摘要第一号の表道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の項中「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する」を削り、別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づくものの項教習指導員審査手数料の目の摘要第一号の表道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の項中「道路運送法第二条第三項に規定する」を削り、別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づくものの項講習手数料の目第八條の二第一項第十二号に掲げる講習の節を次のように改める。

第一百八条 第七十一条の一回につき 六千四百五

<p>普通自動車対応免許を受け ている者（第 九十七条の二 第一項第三号 イ若しくはハ に掲げる者又 は第百一条の 四第三項の規 定の適用を受 ける者に限 る。）又は第 一種運転免許 若しくは第二</p>	<p>の二第一 項第十二 号に掲げ る講習 （以下この項 において「普 通自動車対応 免許」とい う。）を受け ている者（第 九十七条の二 第一項第三号 イ及びハに掲 げる者並びに 第百一条の四 第三項の規定 の適用を受け る者を除 く。）に対す る講習</p>	<p>一回につ き</p>	<p>五第三項に規 定する普通自 動車対応免許 （以下この項 において「普 通自動車対応 免許」とい う。）を受け ている者（第 九十七条の二 第一項第三号 イ及びハに掲 げる者並びに 第百一条の四 第三項の規定 の適用を受け る者を除 く。）に対す る講習</p>	<p>二 千 九 百 円</p>	<p>五第三項に規 定する普通自 動車対応免許 （以下この項 において「普 通自動車対応 免許」とい う。）を受け ている者（第 九十七条の二 第一項第三号 イ及びハに掲 げる者並びに 第百一条の四 第三項の規定 の適用を受け る者を除 く。）に対す る講習</p>	<p>十 円</p>
--	---	-------------------	---	----------------------------------	---	----------------

種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		
--	--	--

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づくものの項講習手数料の目第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習の節の次に次のように加える。

若年運転者講習	一時間に つき	二千二百五 十円
---------	------------	-------------

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づくものの項講習手数料の目中「第百八条の二第一項第十四号」を「第百八条の二第一項第十五号」に改め、同項チャレンジ講習手数料の目を削り、同項特定任意高齢者講習手数料の目を次のように改める。

特定任意高齢者講習手数料	普通自動車対応免許を受けている者（第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対するシニア運転者講習	一回につき	六千四百五十円
	普通自動車対応免許を受けている者（第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するシ	一回につき	二千九百円

別表第一道路交通法施行規則に基づくものの項中「道路交通法施行規則」の下に「(昭和三十五年総理府令第六十号)」を加え、同表運転免許に係る講習等に関する規則に基づくものの項中「千四百円」を「千四百五十円」に改め、同項認知機能検査員講習手数料の目の摘要中「八百円」を「千二百円」に改める。

別表第五道路交通法第百八条の二第一項第二号又は第十号に掲げる講習の項中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる講習」の下に「又は同法第百八条の三の三に規定する若年運転者講習」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)に基づくものの項の改正規定(第二十条の二第二項又は第三十八条の四第二十二項)を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改める部分に限る。は公布の日から、同表道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に基づくものの項の改正規定、同表道路交通法施行規則に基づくものの項の改正規定及び同表運転免許に係る講習等に関する規則に基づくものの項の改正規定並びに別表第五の改正規定は令和四年五月十三日から施行する。

(適用)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「改正法」という。)第三条の規定による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の七の二に規定する連結法人の連結親法人事業年度(同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。)がこの条例の施行の日前に開始した連結事業年度(同項に規定する連結事業年度をいう。)における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等(改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の六十九第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。)に関する改正後の使用料及び手数料条例別表第一租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)に基づくものの項及び租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)に基づくものの項(特定住宅用地認定申請手数料及び譲渡予定価額審査手数料に係る部分に限る。)の規定の適用については、同表租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)に基づくものの項中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同項優良宅地造成認定申請手数料の目中「第二十八条の四第三項第五号イ若しくは第六十三条

第三項第五号イ又は第三十一条の二第二項第十四号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十四号ハ」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第五号イ」と、同項優良住宅新築認定申請手数料の目中「第二十八条の四第三項第六号若しくは第六十三条第三項第六号又は第三十一条の二第二項第十五号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ニ」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第六号」と、同表租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づくものの項中「租税特別措置法施行令」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」と、「第十九条第十一項又は第三十八条の五第九項」とあるのは「第三十九条の九十八第九項」と、「第十九条第十二項第四号又は第三十八条の五第十項第四号」とあるのは「第三十九条の九十八第十項第二号」とする。

千葉県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県個人情報保護条例の一部を改正する条例

千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第二項」に改め、同条第六号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報保護法第二条第九項」に改める。

第五十二条第二項第一号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章」を「個人情報保護法第五章第四節」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「児童等」を「児童」に改める。

第三十条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十八条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第五十九条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十三条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第一百一条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長である者で、改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十条第一項第四号イ若しくはロ、第三十八条第一項第四号イ若しくはロ、第五十九条第一項第四号イ若しくはロ、第九十三条第一項第四号イ若しくはロ又は第一百一条第一項第四号イ若しくはロに掲げる資格を有するものは、それぞれ、改

正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十条第一項第四号イ若しくはロ、第三十八条第一項第四号イ若しくはロ、第五十九条第一項第四号イ若しくはロ、第九十三条第一項第四号イ若しくはロ又は第一百一条第一項第四号イ若しくはロに掲げる資格を有する者とみなす。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表第十三条の項中「児童等」を「児童」に改める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年千葉県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年千葉県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の
制定について

千葉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

千葉県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「同条第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第七条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

議案第六十号

千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する
条例の制定について

千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する
条例

千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例（昭和三十五年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「年六パーセント」を「法第百二条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日における法定利率」に改める。

第二十条第二項中「一件一回八十円」を「督促状一通につき法第百十条第四項に規定する国土交通省令で定める額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条第二項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する
条例及び千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例及び千葉県流
域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する
条例及び千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例

(流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改
正)

第一条 流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成
二十四年千葉県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条、第三条及び第八条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一
項」に改める。

(千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年千葉県条例第十九号)の
一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第六十二号

千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について

千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例

(千葉県生涯学習審議会条例の一部改正)

第一条 千葉県生涯学習審議会条例(平成三年千葉県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」第十一条第一項」を「。次条において「法」という。第十条第一項」に改める。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(調査審議)

第二条 審議会は、法に定めるもののほか、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十三条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する。

(千葉県社会教育委員条例の廃止)

第二条 千葉県社会教育委員条例(昭和二十四年千葉県条例第五十八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例（平成十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一一、三三五人」を「一一、二七九人」に改め、同条第二号中「二五、六九五入」を「二五、七六八人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章 指定有形文化財（第四条―第十九条）」

第三章 指定無形文化財（第二十条―第二十五条）」

第四章 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財（第二十六条―第三十三条）」

第五章 指定史跡名勝天然記念物（第三十四条―第三十九条）」

「第二章 有形文化財

第一節 指定有形文化財（第四条―第十九条）」

第二節 登録有形文化財（第十九条の二―第十九条の九）」

第三章 無形文化財

第一節 指定無形文化財（第二十条―第二十五条）」

第二節 登録無形文化財（第二十五条の二―第二十五条の六）」

第四章 民俗文化財

第一節 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財（第二十六条―第三十二条）」

第二節 登録有形民俗文化財及び登録無形民俗文化財（第三十二条の二―第三十二

条の六）」

第三節 指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（第三十三条）」

第五章 記念物

第一節 指定史跡名勝天然記念物（第三十四条―第三十九条）」

第二節 登録記念物（第三十九条の二・第三十九条の三）」

に改める。

第一条中「の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で」を「第百八十二条第二項及び第三項の規定により、「に、「ものうち県にとって重要なもの」を「文化財」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 有形文化財

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 指定有形文化財

第四条第一項中「同じ」を「この条において同じ」に改める。

第六条第二項中「特別の事情」を「当該指定有形文化財の適切な管理のため必要」に、「責に」を「責めに」に、「この章」を「この節」に改める。

第十四条第一項ただし書、第三項及び第四項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第二節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第十九条の二 教育委員会は、県内に存する指定有形文化財以外の有形文化財（法第二十七條第一項の規定により重要文化財に指定されたもの、法第五十七條第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。以下この条において同じ。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを千葉県登録有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）として登録することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴くものとする。

3 第一項の規定による登録をするには、教育委員会は、あらかじめ、登録しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。

4 第一項の規定による登録をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

5 第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知する。

6 第一項の規定による登録は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

7 第一項の規定による登録をしたときは、教育委員会は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

(登録有形文化財の登録の抹消)

第十九条の三 教育委員会は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消すること

ができる。

2 前項の規定による登録の抹消には、前条第四項から第六項までの規定を準用する。

3 登録有形文化財について、法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたとき、法第五十七条第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づく指定があつたとき又は第四条第一項の規定による指定をしたときは、当該登録有形文化財の登録は、抹消されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知する。

5 第二項において準用する前条第五項の規定による登録有形文化財の登録の抹消の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに登録有形文化財の登録証を教育委員会に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理)

第十九条の四 登録有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 登録有形文化財の管理には、第六条第三項及び第七条から第九条までの規定を準用する。

4 登録有形文化財の管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第十九条の五 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第十九条の六 登録有形文化財の所有者又は管理責任者は、教育委員会に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的な指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

第十九条の七 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、教育委員会は、登録

有形文化財の所有者に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

（登録有形文化財の現状等の報告）

第十九条の八 教育委員会は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う登録証の引渡し）

第十九条の九 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 無形文化財

第三章中第二十条の前に次の節名を付する。

第一節 指定無形文化財

第二十条第四項中「指定は」を「指定及び第二項の規定による認定は」に、「認定しようとする」を「認定する」に改め、同条第五項中「認定するに」を「第二項の規定による認定をするに」に、「を保持者又は保持団体として追加認定する」を「について追加して当該認定をする」に改め、同条第六項を削る。

第三章に次の一節を加える。

第二節 登録無形文化財

（無形文化財の登録）

第二十五条の二 教育委員会は、県内に存する指定無形文化財以外の無形文化財（法第七十一条第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを千葉県登録無形文化財（以下「登録無形文化財」という。）として登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第十九条の二第二項の規定を準用する。

3 教育委員会は、第一項の規定による登録をするに当たっては、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第一項の規定による登録又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

5 第一項の規定による登録及び第三項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの（保持団体にあつて

は、その代表者）に通知してする。

6 教育委員会は、第一項の規定による登録をした後においても、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体として第三項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

（登録無形文化財の登録の抹消等）

第二十五条の三 教育委員会は、登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第一項の規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除には、前条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による登録の抹消又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

5 登録無形文化財について、法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、法第七十六条の七第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第百八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づく指定があつたとき又は第二十条第一項の規定による指定をしたときは、当該登録無形文化財の登録は、抹消されたものとする。

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該登録無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は当該保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第二十五条の四 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合に

あつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（登録無形文化財の公開）

第二十五条の五 教育委員会は、登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては登録無形文化財の公開に関して、登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に
関して、必要な指導又は助言をすることができる。

（登録無形文化財の保存に関する指導又は助言）

第二十五条の六 教育委員会は、登録無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に
当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることが
できる。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 民俗文化財

第四章中第二十六条の前に次の節名を付する。

第一節 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財

第三十二条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 登録有形民俗文化財及び登録無形民俗文化財

（登録有形民俗文化財）

第三十二条の二 教育委員会は、県内に存する指定有形民俗文化財以外の有形の民俗文化
財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの、法第九十
条第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の
条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及
び活用のための措置が特に必要とされるものを千葉県登録有形民俗文化財（以下「登録
有形民俗文化財」という。）として登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第十九条の二第二項から第七項までの規定を準用する。

3 登録有形民俗文化財については、第二章第二節（第十九条の二を除く。）の規定を準
用する。この場合において、第十九条の五第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常
災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基
づく措置を執る場合」とあるのは、「教育委員会規則で定める場合」と読み替えるもの
とする。

（無形の民俗文化財の登録）

第三十二条の三 教育委員会は、県内に存する指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化
財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの、法第九十
条の五第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町
村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保

存及び活用のための措置が特に必要とされるものを千葉県登録無形民俗文化財（以下「登録無形民俗文化財」という。）として登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第十九条の二第二項及び第四項並びに第二十六条第四項の規定を準用する。

（登録無形民俗文化財の登録の抹消）

第三十二条の四 教育委員会は、登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による登録無形民俗文化財の登録の抹消には、第二十五条の三第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定による登録無形民俗文化財の登録の抹消は、その旨を告示してする。

4 登録無形民俗文化財について、法第七十八条第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定があつたとき、法第九十条の五第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づく指定があつたとき又は第二十六条第一項の規定による指定無形民俗文化財の指定をしたときは、当該登録無形民俗文化財の登録は、抹消されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（登録無形民俗文化財の記録の公開）

第三十二条の五 教育委員会は、登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

（登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言）

第三十二条の六 教育委員会は、登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第三節 指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財

第三十三条の見出しを削り、同条中「教育委員会は、」の下に「県内に存する」を加え、「のうち」を「（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び法第九十条の五第一項の規定により登録されたものを除く。）のうち」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 記念物

第五章中第三十四条の前に次の節名を付する。

第一節 指定史跡名勝天然記念物

第三十八条第一項ただし書中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第五章に次の一節を加える。

第二節 登録記念物

(記念物の登録)

第三十九条の二 教育委員会は、県内に存する指定史跡名勝天然記念物以外の記念物（法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの、法第三十二条第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを千葉県登録記念物（以下「登録記念物」という。）として登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第十九条の二第二項及び第三十四条第二項の規定を準用する。

(準用規定)

第三十九条の三 登録記念物については、第十九条の三第一項から第四項まで、第十九条の四から第十九条の六まで、第十九条の八及び第三十七条の規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三項中「及び第七条から第九条まで」とあるのは、「、第七条及び第八条」と読み替えるものとする。

第四十条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

第四十九条中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

議案第六十五号

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年二月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例（平成二十年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
別表野球場利用料の項入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合の目の次に次のように加える。

照明設備		
百パーセント点灯	三十分まで につき	千七百二十 円以内
七十パーセント点灯	三十分まで につき	千二百十 円以内
五十パーセント点灯	三十分まで につき	八百六十 円以内

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。